

■ 医療情報取得加算の見直しについて

令和6年12月2日から現行の健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することを踏まえ、マイナ保険証の利用の有無に着目した加算の点数差が見直されました。

【令和6年11月30日まで】

入力コード	名称	点数	算定回数	マイナ保険証の利用等の有無
111703170	医療情報取得加算1(初診)	3点	月1回	×
111703270	医療情報取得加算2(初診)	1点	月1回	○
112708870	医療情報取得加算3(再診)	2点	3月に1回	×
112708970	医療情報取得加算4(再診)	1点	3月に1回	○
113705270	医療情報取得加算1(医学管理等)	3点	月1回	×
113705370	医療情報取得加算2(医学管理等)	1点	月1回	○
113705770	医療情報取得加算3(医学管理等)	2点	3月に1回	×
113705570	医療情報取得加算4(医学管理等)	1点	3月に1回	○



【令和6年12月1日から】

入力コード	名称	点数	算定回数
111703270	医療情報取得加算(初診)	1点	月1回
112708970	医療情報取得加算(再診)	1点	3月に1回
113705370	医療情報取得加算(初診)(医学管理等)	1点	月1回
113705570	医療情報取得加算(再診)(医学管理等)	1点	3月に1回

<変更点>

- ・マイナ保険証利用の有無にかかわらず1点となりました。
- ・加算の名称が変更され、上位点数(マイナ保険証を使用しない場合)のマスタが廃止となりました。

<施設基準> ※変更なし

- ・オンライン請求を行っていること。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有していること。
- ・次に掲げる事項について、当該保険医療機関の見やすい場所及びウェブサイト等に掲示していること。
 - ア:オンライン資格確認を行う体制を有していること。
 - イ:当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと。

<入力について> ※変更なし

医療情報取得加算は自動算定されませんので、
該当の請求コードを必要に応じて診療料の直下に手入力して算定します。

(例) 初診料に医療情報取得加算(初診)を算定する場合

診区	入力コード	名称	数量・点数
11	a	*C初診料	
	111703270	医療情報取得加算(初診)	292 X 1 292

(例) 再診料に医療情報取得加算(再診)を算定する場合

診区	入力コード	名称	数量・点数
12	b	*C再診料	
	112708970	医療情報取得加算(再診)	
	112016070	時間外対応加算1	
	112015770	明細書発行体制等加算	82 X 1 82
12	112011010	* 外来管理加算	52 X 1 52

※外来管理加算の直下に医療情報取得加算(再診)を入力すると

下図のように「加算は算定できません。診察料に加算して下さい」とエラーが表示されます。

(KERR)エラー情報

0059

加算は算定できません。診察料に加算して下さい

閉じる

入力欄の下段で **+(行挿入)** を入力して再診料と同じ剤内に入力して下さい。

診区	入力コード	名称
12	b	*C再診料
	112016070+	時間外対応加算1
	112015770	明細書発行体制等加算
12	112011010	* 外来管理加算



診区	入力コード	名称
12	b	*C再診料
	112708970	医療情報取得加算(再診)
	112016070	時間外対応加算1
	112015770	明細書発行体制等加算
12	112011010	* 外来管理加算